

保育所・認定こども園における新型コロナウイルス 感染症患者の発生について

5月30日（月）、呉市内の保育所及び認定こども園関係者に新型コロナウイルス感染症患者が7名確認されました。

1 当該園及び患者

- (1) 呉市三坂地保育所（呉市広塩焼1丁目2番19号）：児童1名
- (2) 長浜東保育所（呉市広長浜4丁目3番3号）：児童2名
- (3) 至心保育所（呉市東中央3丁目1番5号）：児童1名
- (4) 保育所：児童1名
- (5) 認定こども園：児童2名

2 臨時休園の期間

- (1) 呉市三坂地保育所
令和4年5月31日
- (2) 至心保育所
令和4年5月31日から令和4年6月1日

3 経過及び今後の対応

- (1) 呉市三坂地保育所
当該児童と他のクラスの児童等との接触がないため、在籍しているクラスのみ当面1日間閉鎖し、一部休園とします。接触者の検査が完了しない場合、及び他に感染者が確認された場合は臨時休園の延長を行います。
- (2) 至心保育所
当該園を当面2日間の臨時休園とします。接触者の検査が完了しない場合、及び他に感染者が確認された場合は臨時休園の延長を行います。
- (3) 長浜東保育所
5月29日（日）に確認された新型コロナウイルス感染症患者に係る接触者7名のPCR検査を5月30日（月）に実施したところ、1名が陽性であることが判明しました。また、新たに患者1名が確認されました。当該児童の在籍しているクラスのみ、一部休園を5月31日（火）まで延長します。
- (4) 保育所、認定こども園
当該児童については、検査が必要な接触者がいないため、臨時休園は行いません。当該園の園名公表については、施設の管理、防疫上からも必要ないため、行いません。